

(内閣委員会)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、不動産登記法等の特例に関する措置の追加

1 法務大臣は、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務(以下「特定業務」という。)を官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができることとする。

2 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者の要件を定める。

3 公共サービス実施民間事業者等に対し、特定業務の実施に関して知り得た情報を特定業務の用に供する目的以外に利用することを禁止する。

4 公共サービス実施民間事業者等に対し、登記簿等の国が管理する設備・物品を適正に取り扱うことを

義務付ける。

5 公共サービス実施民間事業者に対し、特定業務の実施状況の報告を義務付ける。

6 法務大臣が公共サービス実施民間事業者に対して特定業務の停止を命じ、又は契約を解除することができる要件を定める。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。